

岐阜県公報

号外(二) 平成十九年十二月二十七日

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	ページ
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	二

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十七日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第五十七条の五第一号中「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の百八十五」を「百分の百九十」に改める。

別表第一小学校及び中学校の項中「第七十五条」を「第八十一条」に改める。
別表第一の二医療職給料表〔の部〕級の項中「6,100円」を「6,200円」に改める。
附則

(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（別表第一の改正規定を除く。次項において「改正後の勤務条件条例規則」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。
(経過措置)

2 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間においては、改正後の勤務条件条例規則第五十七条の五第一号中「百分の百五十」とあるのは「百分の百五十

五」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の百九十五」とする。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月二十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二十号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三一の部四の項第一号中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改める。

別表第七イの表中

34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40

41
41
42
42
43

を

33
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37
37
37
38

38
39
39
40
40
41

に改め、別表第七八の表中

34
34
35
35
36
36
36

37
37
37
38
38
38
38
39
39
39
39
40

を

33
34
34
34
35
35
35
35
35
35
35

36
36
36
37
37
38
38
38
39
39
39

に改め、別表第七二の表中

30
31
32

33
33
34
34
35
35
36
36
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52

29
30
30
31
31
32
32
33
34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
46
46
47
47
47
48
48
49
49

50
50
51
51

に改め、別表第七への表中

46
46
47
47
48
48
49
49

49
50
50
50
51
51
51
51
52
45
46
46
46
47
47
47
48
48
48
48

を

30
31
32
33
33
34

に改め、別表第七下の表中

30
31
32
33
33
34

34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43

44
44
45
46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
29
30
30
31
31
31

32
32
33
33
34
34
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43

43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改め、別表第七リ

42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
46
46
46
46
47
47
41
42

42
42
43
43
43
44
44
44
44
45
45
45
46
46
46
46
47
47

に改める。

この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第三の改正規定を除く。）による

附 則

改正後の岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

平成十九年十二月二十七日印刷
平成十九年十二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社